

ひた水辺空間利活用推進協議会 会議録

会 議 名	第2回 ひた水辺空間利活用推進協議会
開 催 日 時	平成26年5月12日（月） 14:00～15:00
開 催 場 所	日田市役所7F 中会議室
<p>出席者氏名（出席者数：9名）</p> <p><委員>後藤、武内、財津、手島、園田、大城、金子、財津、藤原 <オブザーバー>笠井</p> <p><事務局>観光課（高瀬・日野・笹倉） <報道関係>大分合同新聞、建設新聞、西日本新聞、毎日新聞</p>	

会議内容
<p>1. 開会（事務局）</p> <p>2. 議事</p> <p>（1）筑後川河川敷地（竹田公園周辺）を利用した賑わいづくり社会実験事業事業者募集要項（案）について</p> <p>1 趣旨、 2 河川敷地の概要、 3 河川敷地の活用策、 4 応募者、 5 事業の実施に当たっての条件、 6 応募方法等、 7 事業開始までのスケジュール、 8 問い合わせ先、 9 応募書類様式、 別紙「筑後川河川敷地（竹田公園周辺）」を利用した賑わいづくり社会実験事業に関する契約書（案）</p> <p>事務局：【趣旨から事業の実施に当たっての条件を説明】</p> <p>委員：事業実施期間については平成28年3月31日までとなっているが、一年半くらい行うということでしょうか。</p> <p>事務局：社会実験をきちんと検証したいということで、今年度と来年度としている。</p> <p>委員：日田市が河川敷地占用許可申請を行い河川管理者の許可を得たうえで承認するとあるが、許可が得られなかった場合には社会実験を行うことができないということか。</p> <p>事務局：占用許可が出なければ河川敷地を利用できないので社会実験はできないということになる。</p> <p>委員：個人を除外するとしているが、従業員のいる個人事業者もいる。そこまで除外する必要が</p>

あるのか。

事務局：増水時などの緊急時には、河川敷地に設置している工作物を撤去する必要がある。この場合、1人では人手が足りないため撤去に時間がかかり危険である。そういう意味で個人を除外するとしている。指摘のとおり、法人格のない個人事業者であっても従業員が複数いる場合には緊急時に対応できるので、募集要項の表現を修正する。

事務局：【応募方法等から契約書案を説明】

委員：応募資格のところ、まず、暴力団排除関係で「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」を挙げているが、「大分県暴力団排除条例」も加えてはどうか。

つぎに、国税、県税、市税について滞納が無い証明書を提出させるようにしているが、事務局案では「申請日から3ヵ月以内に発行されたもの」となっている。これを、応募期間の開始日である「5月19日以降、申請日時点で滞納がない」としてはどうか。

最後に、契約書について、甲が本協議会の会長。乙が決定した事業者となっている。甲については日田市長とすることはできないか。

事務局：まず、応募資格に大分県暴力団排除条例を加える。つぎに、滞納が無い証明書については、5月19日以降とする。最後の契約書について、河川敷地を利用したこの取組は、行政主導ではなく、市民の意見がまとまって河川空間の利用をしていくものである。行政だけではない、市民も交えた本協議会と事業者が契約を締結することは取組の趣旨にもあっており、このままの形としたい。

委員：法人格を有するものについては、直近の決算書を提出させてはどうか。

事務局：決算書の提出については検討する。意見を聞きたいが、設置する工作物は景観に配慮する必要があるか。

オブザーバー：河川管理者の立場とすれば、景観に配慮することが望ましい。おそらく事業者を決定する一つの要素になると思う。

事務局：景観への配慮を募集要項に加える。

委員：協議会が契約を行うのであれば、市と河川管理者とのやり取りで許可が出ず社会実験ができないことにならないように。

事務局：そのようなことにならないように、国土交通省と十分協議を行う。

委員：事業実施期間を検証結果によっては延長するとある。検証とはどういうことか。

事務局：事業者利用者アンケートを実施させる。その内容から社会実験がどうであったかを見るもの。

委員：市民は利用実績などの検証につながるようなことはわからない。

事務局：契約書では第18条 報告で、事業実施状況等について双方で協議のうえ公表できているので、市民にもお知らせできる可能性はある。

【募集要項案について、会議での意見を加えて修正。規約に基づき、事務局と会長で決定することを了承】

委員：地域活性化で考えれば、今回の地域には、若宮神社、竹田公園などがあるので地元自治会市民を巻き込んでいければと思う。